

証券コード 6557
2022年6月7日

招集（通知）

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株 主 各 位

東京都墨田区錦糸一丁目2番1号
A I A I グ ル ー プ 株 式 会 社
代表取締役社長 貞 松 成

第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年の定時株主総会は、2021年6月16日に施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）」及び「産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する省令（令和3年法務省・経済産業省令第1号）」に基づき、場所の定めのない株主総会（インターネット上でのみ開催する『バーチャルオンリー株主総会』）といたします。

本総会には、株主の皆様が実際にご来場いただける会場はございませんので、オンラインでご出席くださいますようお願い申し上げます。なお、ご出席いただくために必要となるウェブサイトのURL、アクセス方法、お手続き方法等の詳細は、4頁の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご確認ください。また、当日ご出席されない場合、あるいはご出席される予定でも通信障害等に備え、書面又はインターネットによって事前に議決権を行使することができますので、是非ご活用ください。書面又はインターネットによって事前に議決権を行使される場合、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2022年6月22日(水曜日)午後6時までに議決権を行使くださいますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

- 1. 日 時** 2022年6月23日（木曜日）午前10時
（当社は、2021年11月18日開催の臨時株主総会決議により、決算期を12月31日から3月31日に変更しております。これに伴い、移行期である第7期（当事業年度）が2021年1月1日から2022年3月31日までの15か月となっているため、本総会の開催日は前回総会の応当日と離れております。）
- ※総会当日は、午前9時30分頃からログインいただける予定です。
※但し、通信障害等の影響により本総会を上記日程で開催することができなかった場合には、予備日として2022年6月24日（金曜日）午前10時より開催いたします。予備日に開催することとした場合は、当社IRサイト（アドレス <https://aiiai-group.co.jp>）において、2022年6月23日（木曜日）午前9時までにお知らせします。
- 2. 開催方法** 場所の定めのない株主総会といたします。
- ※当社所定のウェブサイトを通じてご出席ください。ご出席いただくために必要となる当該ウェブサイトのURL、アクセス方法、お手続き方法等の詳細は、4頁の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご確認ください。
※完全オンラインにて開催するため、株主の皆様が実際にご来場いただける会場はございません。
- 3. 目的事項**
- 報告事項**
1. 第7期（2021年1月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第7期（2021年1月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案** 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

- ◎ 通信障害等により、本総会の議事に著しい支障が生じる場合は、議長が本総会の延期又は続行を決定することができることとするため、その旨の決議を本総会の冒頭において行うことといたします。当該決議に基づき、議長が延期又は続行の決定を行った場合には、上記記載の予備日である2022年6月24日（金曜日）午前10時より、本総会の延会又は継続会を開催いたします。その場合は、速やかに上記の当社IRサイト（アドレス <https://aiai-group.co.jp>）でお知らせします。
- その他、本総会の運営に関して変更が生じた場合には、上記の当社IRサイト（アドレス <https://aiai-group.co.jp>）で変更内容等をお知らせいたします。
- ◎ 本総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法は、インターネットによるものとします。
- ◎ 代理人による出席を希望される株主様は、法令及び定款の定めに従い、議決権を有する他の株主様1名に委任いただくようお願いいたします。手続きの詳細に関しましては、4頁の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご参照ください。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下につきましては、法令及び定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社IRサイト（アドレス <https://aiai-group.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人が監査した連結計算書類ならびに監査等委員会が監査した事業報告は、本招集ご通知に記載の各書類と当社IRサイトに掲載の以下事項とで構成されております。
- 事業報告：主要な事業内容、主要な営業所及び工場、使用人の状況、主要な借入先の状況、その他企業集団の現況に関する重要な事項、株式の状況、新株予約権等の状況、会社役員の状況（社外役員に関する事項）、会計監査人の状況、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況、剰余金の配当等の決定に関する方針
- 連結計算書類：連結株主資本等変動計算書、連結注記表
- 計算書類：株主資本等変動計算書、個別注記表
- ◎ 決議結果につきましては、上記の当社IRサイト（アドレス <https://aiai-group.co.jp>）に掲載いたします。あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

バーチャルオンリー株主総会の運営について

当社はこの度、遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化を図るとともに、新型コロナウイルス等の感染症や自然災害等の大規模災害時のリスクを軽減するため、本総会をバーチャルオンリー株主総会方式で開催することを決定いたしました。バーチャルオンリー株主総会では、議決権のある株主様におかれまして、ライブ中継をご視聴いただくことにより、会社法上、株主総会に「出席」したものと取り扱われます。株主の皆様には、いわゆる「ハイブリッド参加型」のような形式や株主総会のライブ配信をご視聴いただく場合とは異なり、インターネットを通じて、議決権を行使いただくことや、ご質問をいただくこと等が可能となります。ご出席いただくために必要となるウェブサイトのURL、アクセス方法、お手続き方法等の詳細につきまして、以下のとおりご案内申し上げます。

1. バーチャルオンリー株主総会に当日出席される株主様

(1) 配信日時：2022年6月23日（木曜日） 午前10時～

※可能時間 午前9時30分頃からログインいただける予定です。

※但し、通信障害等の影響により本総会を上記日程で開催することができなかった場合には、当社IRサイト(<https://aiai-group.co.jp>)において、あらためて日程等をご案内します。

(2) アクセス方法

接続先：<https://web.sharely.app/login/aiai-07>



① 上記のURLを入力いただくか、右図の二次元コードを読み込み、バーチャル株主総会サイトにアクセスしてください。

② 接続されましたら、議決権行使書に記載されている「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を画面表示に従って入力しログインしてください。

※議決権行使書を投函する前に、「株主番号（議決権行使書のログインID欄に記載の8桁の数字）」「郵便番号」及び「保有株式数」を、必ずお手元にお控えください。

※その他ご不明点に関しては下記URLよりヘルプページをご参照ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/>

(3) 当日の質問の方法

- ・ログイン後、議長の指示に従って、ライブ配信閲覧画面下部の「質問する」ボタンより本総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。
- ・当日の質問は、株主総会が開始されたら、入力可能となります。
- ・なお、ご質問はお一人様につき、2問まで、文字数は150文字までとさせていただきます。

(4) 動議の提出方法

- ・動議をご提出される場合には、議長の指示に従って、画面下の「動議」ボタン内から動議の種類を選択しご入力をお願いいたします。

(5) 当日の議決権行使の方法

- ・ログイン後、議長の指示に従って、「決議」タブより賛否をご入力ください。
 - ・書面又はインターネットによる議決権行使を行った株主様が、当日出席された場合
- ① 当日の議決権行使を確認できた時点で、事前の議決権行使を無効とします。
 - ② 当日の議決権行使が確認できなかった場合、事前の議決権行使を有効とします。

(6) 事前質問の方法

以下の期間で事前質問をお受けいたしますので、「(2) アクセス方法」に従ってアクセス・ログインしていただき、「質問する」ボタンより本総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。なお、ご意見・コメント等は、お一人様につき、2問まで、文字数は150文字までとさせていただきます。

【事前受付期間】 2022年6月8日（水）午前10時～2022年6月17日（金）午後6時

※受付期間終了後にお送りされたご意見・コメント等にはお答えできかねます。

※株主の皆様にご関心が特に高いと思われる事項を中心に、総会当日にご説明させていただく予定です。

2. 当日出席しない株主様

(1) 議決権の事前行使方法

① 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に関する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返信ください。

行使期限：2022年6月22日（水）午後6時到着分まで

※議決権行使書を投函する前に、「株主番号（議決権行使書のログインID欄に記載の8桁の数字）」「郵便番号」及び「保有株式数」を、必ずお手元にお控えください。

② インターネットによる議決権行使

8頁の「インターネットによる事前の議決権行使について」をご覧ください。

(2) 代理人による出席方法

議決権を有する他の株主様1名を代理人として、議決権を行使することができます。

ご希望の株主様は、株主総会に先立って、当社に「代理の意思表示を記載した書面（委任状）」のご提出が必要となりますので、以下の提出先までご送付ください。委任状の様式その他必要情報については、「3. ログイン方法・代理人による議決権行使等に関するお問い合わせ先」までお問合せください。

<代理人に関する書類の提出先>

〒130-0013 東京都墨田区錦糸一丁目2番1号 アルカセントラル16階
AIAIグループ株式会社 株主総会担当者宛

<ご提出期限>

2022年6月22日（水曜日）午後6時必着

(3) 事前質問の方法

上記「1. (6) 事前質問の方法」をご参照ください。

3. ログイン方法・代理人による議決権行使等に関するお問い合わせ先

・電話番号：03-6284-1607

(AIAIグループ株式会社 株主総会担当者)

※音声自動応答システムにて受付し、弊社から折返しご連絡させていただきます。

・受付日時：2022年6月8日（水）～2022年6月22日（水）※平日のみ 10時～17時

※株主総会当日は、2022年6月23日（木）9時30分～株主総会終結の時まで

以上

注意事項

- 書面又はインターネットによる議決権の事前行使をされ、当日バーチャルオンリー株主総会にインターネット経由で出席し議決権を行使された場合は、当日もしくは最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 株主総会の進行上の都合、ご質問内容により、全てのご質問にお答えできない場合がございます。
- 当日は安定した配信に努め、通信障害が発生した場合に備え具体的な対処のマニュアルも準備しておりますが、視聴される株主様の通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害、並びに送受信に軽微なタイムラグが発生する可能性がございます。
- 株主総会当日において、株主様側の通信環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましては、一切の責任を負いかねます。
- ご視聴いただく際の接続料金および通信料等は株主様のご負担となります。
- バーチャルオンリー株主総会へのご出席が容易となるよう、スマートフォン端末からも利用可能な専用ウェブサイトを用意し、その利便性を高めるよう努めておりますが、同ウェブサイトからご出席が困難な株主様には、書面による事前の議決権行使をご推奨申し上げます。
- 映像や音声データの第三者への提供や公開での上映、転載・複製およびログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。
- 本総会当日のライブ配信のための撮影は議長及び当社役員のみとなっております。ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- その他配信システムに関するご不明点に関しましては、下記FAQサイトを確認ください。
<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

インターネットによる事前の議決権行使について

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただけますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2022年6月22日（水曜日）午後6時まで

バーチャル株主総会での事前議決権行使

1. 以下のURLあるいはQRコードからバーチャル株主総会のログイン画面へアクセスしてください。
2. お手持ちの議決権行使書をご参考の上、ログイン画面にて必要な情報を入力しログインしてください。

<https://web.sharely.app/e/aiai-07>



3. セキュリティおよび株主様の保護のためキャプチャ認証がございます。表示された9つの写真から適切なものを選び、確認してください。
4. 以下の画面が表示されましたら配信画面上部にある決議タブより、事前の議決権行使が出来ます。



5. 議案ごとに賛成、反対、棄権を行使することが出来ます。

(提供書面)

事業報告

(2021年1月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社は、2021年11月18日開催の臨時株主総会における定款一部変更の決議により、決算期（事業年度の末日）を毎年12月31日から3月31日に変更いたしました。その経過措置として、当連結会計年度は2021年1月1日から2022年3月31日までの15カ月間となっております。このため、対前期増減については記載しておりません。

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種の普及や緊急事態宣言の解除等により、厳しい状況が徐々に緩和され、景気に持ち直しの動きがみられるなか、新たな変異株の発生による感染再拡大と、先行き不透明な状況で推移いたしました。

一方で、少子高齢化社会に対応するため政府が中心となり、様々な施策が取り組まれております。待機児童数は減少に転じているものの、女性の就業率の上昇にともない保育園利用ニーズは当面底堅く、政策的な後押しも期待できることから、良好な事業環境が継続することが見込まれます。

このような状況の中、当社グループは人口問題の解決、少子高齢化社会への取り組みに貢献すべく、チャイルドケア事業における新規施設の開設とテック事業の拡大に取り組んでまいりました。当連結会計年度における新規施設の内訳は以下のとおりです。

なお、当連結会計年度より、「保育事業」を「チャイルドケア事業」、「介護事業」を「ライフケア事業」および「ICT事業」を「テック事業」に名称を変更いたしました。また、従来「介護事業」に区分していた放課後等デイサービス、児童発達障害支援を「チャイルドケア事業」に位置づけます。これは、各事業の特設について改めて検討した結果、セグメントの名称、並びに区分を変更することによって、より効果的な業績評価が可能になると判断したためです。

・チャイルドケア事業の新規開設施設

地域及び施設数	種類	入所定員 (名)	開園日
東京都 1施設	認可保育園	70	2021年4月1日
千葉県 3施設	認可保育園	210	
千葉県 1施設	多機能型施設	10	
大阪府 1施設	認可保育園	80	
東京都 1施設	認可保育園	60	2021年5月1日
東京都 1施設	多機能型施設	10	2021年12月1日
千葉県 3施設	多機能型施設	30	
11施設 合計		470	

これらの結果、当社グループが運営する施設数は下記のとおりとなりました。
 [チャイルドケア事業施設数の推移]

(単位：施設)

	2017年 12月期末	2018年 12月期末	2019年 12月期末	2020年 12月期末	2022年 3月末現在
認可保育園	23	34	48	65	71
小規模保育施設	7	8	8	8	8
受託・認可外	1	1	-	-	-
多機能型事業所	-	-	-	-	12
放課後等デイサービス	7	10	9	7	-
児童発達支援等	4	2	2	2	-
合計	42	55	67	82	91

[ライフケア事業施設数の推移]

(単位：施設)

	2017年 12月期末	2018年 12月期末	2019年 12月期末	2020年 12月期末	2022年 3月末現在
生活介護施設	2	1	1	1	1
サービス付き 高齢者向け住宅	-	1	1	1	1
住宅型有料老人ホーム	-	1	1	1	1
合計	2	3	3	3	3

また、下記の新規開設準備に取り掛かっております。

(2023年3月期 開設予定 (チャイルドケア事業))

地域及び施設数	種類	入所定員 (名)	予定時期
東京都 3施設	認可保育園	146	2022年4月1日
千葉県 2施設	認可保育園	130	
千葉県 4施設	多機能型施設	40	
千葉県 1施設	多機能型施設	10	2022年5月1日
10施設 合計		326	

本年1月1日より当社の商号を「AIAIグループ株式会社」に変更しました。当社は2007年の設立以来、認可保育園を中心に展開してまいりましたが、業容の拡大とともに複数の業態の施設を有する企業グループへと成長しました。このような背景の下、また、当社グループを取り巻く事業環境を踏まえ、グループのブランド力を発揮し、さらなる競争力の強化を図るための対応となり、当社グループの保育・介護事業に属する子会社の商号も変更することで、更なる認知度の向上を図るものであります。

旧社名 株式会社 global bridge HOLDINGS

新社名 AIAIグループ株式会社

旧社名 株式会社 global child care

新社名 AIAI Child Care 株式会社

旧社名 株式会社 global life care

新社名 AIAI Life Care 株式会社

これらの結果、当連結会計年度の売上高は11,975,131千円、営業損失は440,016千円、経常利益は461,294千円、親会社株主に帰属する当期純利益は116,616千円となりました。

セグメント事業別の経営成績は、次のとおりです。

イ. チャイルドケア事業

既存施設及び新規施設の稼働が順調に推移したことにより、売上高は11,273,785千円となりました。職員配置の適正化等によりセグメント利益は186,746千円となりました。

ロ. ライフケア事業

既存施設の稼働が順調に推移したことにより、売上高は487,217千円となり、セグメント損失は25,856千円となりました。

ハ. テック事業

既存システムのリプレイスにかかるリソースの集中投下及び新たな営業体制の構築準備により、売上高は213,233千円、セグメント損失は50,196千円となりました。

事業別売上高

事業区分	第6期 (2020年12月期) (前連結会計年度)		第7期 (2022年3月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
チャイルドケア事業	7,821,063千円	94.0%	11,273,785千円	94.1%	-千円	-%
ライフケア事業	336,286	4.0	487,217	4.1	-	-
テック事業	152,157	1.8	213,233	1.8	-	-
その他	8,682	0.2	895	0.0	-	-
合計	8,318,190	100.0	11,975,131	100.0	-	-

注：決算期（事業年度の末日）を毎年12月31日から3月31日に変更いたしました。その経過措置として、当連結会計年度は2021年1月1日から2022年3月31日までの15カ月間となっております。このため、対前期増減については記載しておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は1,797,712千円で、その主なものは「1. 企業集団の現況 (1) 当事業年度の事業の概況①事業の経過及び成果での「チャイルドケア事業の新規開設施設」」をご参照ください。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として3,154,000千円の調達を行いました。また、総額11,914千円の新株式を発行いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 4 期 (2018年12月期)	第 5 期 (2019年12月期)	第 6 期 (2020年12月期)	第 7 期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売 上 高(千円)	3,787,864	5,915,464	8,318,190	11,975,131
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	△329,617	5,385	276,960	461,294
親会社株主に帰属 する当期純利益又は 親会社株主に帰属 する当期純損失(△) (千円)	△382,922	△31,965	150,732	116,616
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) (円)	△173.38	△13.39	57.51	42.98
総 資 産 (千円)	5,957,893	7,777,305	10,498,311	12,066,403
純 資 産 (千円)	747,584	961,575	1,431,991	1,590,062
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	314.80	366.82	521.84	569.21

(注) 1. 第5期より連結計算書類を作成しております。なお、第4期については金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値を参考情報として記載しております。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。

3. 2021年11月18日開催の臨時株主総会における定款一部変更の決議により、決算期（事業年度の末日）を毎年12月31日から3月31日に変更いたしました。その経過措置として、当連結会計年度は2021年1月1日から2022年3月31日までの15カ月間となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 4 期 (2018年12月期)	第 5 期 (2019年12月期)	第 6 期 (2020年12月期)	第 7 期 (当事業年度) (2022年3月期)
売 上 高(千円)	290,410	712,282	752,610	292,995
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)(千円)	△246,090	17,395	13,115	△29,242
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)(千円)	△313,624	61,404	38,777	△192,585
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△)(円)	△142.00	25.73	14.80	△70.98
総 資 産 (千円)	1,932,937	2,218,219	3,724,749	4,319,399
純 資 産 (千円)	864,906	1,179,318	1,509,072	1,375,797
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	367.40	454.96	550.80	490.93

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。
2. 2021年11月18日開催の臨時株主総会における定款一部変更の決議により、決算期（事業年度の末日）を毎年12月31日から3月31日に変更いたしました。その経過措置として、当事業年度は2021年1月1日から2022年3月31日までの15カ月間となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
AIAI Child Care株式会社	100,000千円	100.0%	チャイルドケア事業
株式会社CHILD	20,000	100.0	テック事業
AIAI Life Care株式会社	2,000	100.0	ライフケア事業

(注) 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	AIAI Child Care株式会社
特定完全子会社の住所	東京都墨田区錦糸一丁目2番1号
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	1,460,809千円
当社の総資産額	4,319,399千円

(4) 対処すべき課題

当社グループは「人口問題を解決する」を使命に、待機児童の解消、児童発達支援及び高齢者介護の問題について「量」と「質」の両面からの解決を目指しています。待機児童が解消に向かいつつある一方で障害児の数が増加傾向にあるなか、これまでの主力事業であるAIAI NURSERYの運営のみならず、障害児のケアに最適なプログラムを提供するAIAI PLUSを積極的に展開するとともに、一人ひとりの子どもの発達に合わせた質の高い保育を提供するための保育園の業務効率化ソフトを積極的に展開し、SDGs目標「4 質の高い教育をみんなに」を追求した事業を推進します。

事業別の対処すべき課題は、次のとおりです。

AIAI NURSERY（認可保育）事業

待機児童が解消に向かいつつある局面でも、直営認可保育施設「AIAI NURSERY」について、引き続き高い投資対効果が見込めるエリアに絞ってドミナント戦略に基づく新規開設を継続し、安定的な収益基盤を維持します。展開地域においてマーケットシェアの拡大及び利用者の認知向上を図り、同時に、幼児教育プログラムを充実させ、保護者や子どもにとって魅力ある施設を展開します。

また、大学院との包括連携協定や社内ライセンス制度を通じた保育士の専門性向上カリキュラムを職員向けに提供し、職員の多様なキャリアパスの実現をサポートすることで離職率の低減を図るとともに、集中採用や効率的な配置によって引き続きコストの抑制に努め、安定的な黒字の維持に取り組みます。

AIAI PLUS（児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援）事業

待機児童が解消に向かいつつある一方で障害児の数は増加傾向にあるなか、児童の発達支援に関して利用者の多様化するニーズに応えるため、AIAI PLUSを積極的に開設します。

AIAI NURSERYと同一もしくは近隣自治体へ開設するドミナント戦略を展開し、AIAI NURSERY等の保育園利用者で発達支援を要する子どもに対してサービスを提供し収益力を強化します。加えて、これまでの認可保育園の運営で培った地域とのネットワークも活用した営業活動を推進します。

さらに、AIAI NURSERYとAIAI PLUSとの間で、施設職員のライフスタイルや経験年数、キャリアプランも踏まえた資格者（保育士）の戦略的な人員配置を行うことで積極的な施設開設を支えます。

ライフケア事業

働く世代の介護負担を軽減するため、利用者がさらに安心・快適に過ごせる施設を目指した介護施設として、サービス付き高齢者向け住宅「AIAI MAISON」及び有料老人ホーム「AIAI HOUSE」でのサービスを引き続き提供します。

「ふれあいとやすらぎの住まいを提供する」ことをコンセプトとして、楽しみの時間の充実や質の高い食事に加えて、美容やエステサービス等の高付加価値サービスも提供し、入居率の維持・向上を図り、収益力を一層強化します。また、ICT機器を活用して利用者の安心・安全を支えとともに、職員の業務負荷の軽減と人員配置の最適化を推進します。

テック事業

一人ひとりの子どもに合った質の高い保育を提供する「保育の個別最適化」をICTによって実現することを目指し、保育園の業務効率化ソフト「Child Care System（CCS）」を引き続き展開します。

CCSは2021年以降、グループ直営保育施設やお客様の声を反映して機能の見直し等のリプレイスを行っていましたが、今後は機能を順次リリースし、新たなお客様の獲得を推進します。

さらに、すでにCCSを導入しているお客様に向けても、園運営の改善に資する機能等を活用したコンサルテーションを通じて利用単価の向上を図り、収益力の強化に努めます。

2. 会社の現況

(1) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	貞 松 成	CEO AIAI Child Care株式会社 代表取締役 株式会社CHaiLD 代表取締役 AIAI Life Care株式会社 代表取締役 social investment株式会社 代表取締役
取 締 役	加 地 義 孝	CHO
取 締 役	木 本 彰	COO AIAI Child Care株式会社 取締役 AIAI Life Care株式会社 取締役
取 締 役	浅 見 雅 光	CDO
取 締 役	戸 田 貴 夫	CFO
取 締 役 (社外)	坪 井 均	SMBC日興証券株式会社 執行役員コーポレートファイ ナンス本部長 兼 企業公開共同本部長
取 締 役 (監査等委員)	内 田 昌 昭	AIAI Child Care株式会社 監査役 株式会社CHaiLD 監査役 AIAI Life Care株式会社 監査役 一般社団法人日本社会福祉マネジメント学会 監事
取 締 役 (監査等委員・社外)	野 口 洋	公認会計士 株式会社トビムシ 代表取締役 株式会社西栗倉・森の学校 取締役 株式会社東京・森と市庭 代表取締役
取 締 役 (監査等委員・社外)	豊 泉 美 穂 子	弁護士 みなと協和法律事務所

- (注) 1. 取締役 坪井均氏は、社外取締役であります。
 2. 取締役（監査等委員） 野口洋氏及び豊泉美穂子氏は、社外取締役であります。
 3. 取締役（監査等委員）の野口洋氏は、公認会計士であり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、社外取締役及び社外取締役（監査等委員）の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、内田昌昭氏を常勤の監査等委員として選定しております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
浅見 雅光	2021年3月26日	退任	監査役 株式会社global child care（現 AIAI Child Care株式会社） 監査役 株式会社CHailD 監査役 株式会社global life care（現 AIAI Life Care株式会社） 監査役 一般社団法人日本社会福祉マネジメント学会 監事
野口 洋	2021年3月26日	退任	社外取締役 株式会社西栗・森の学校 取締役 株式会社東京・森と市庭 代表取締役 株式会社トビムシ 代表取締役
松村 正哲	2021年3月26日	退任	社外監査役 弁護士 松村総合法律事務所 代表 霞ヶ関キャピタル株式会社 社外監査役
富永 淳志	2021年3月26日	退任	社外監査役 公認会計士 富永公認会計士事務所 代表

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役各氏との間において、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としています。

④ 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社は、取締役及び子会社役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。被保

険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。保険料は全額当社が負担しております。

⑤ 取締役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	基本報酬	譲渡制限付株式報酬	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (2名)	113百万円 (3百万円)	39百万円 (3百万円)	152百万円 (6百万円)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	3名 (2名)	10百万円 (4百万円)	9百万円 (6百万円)	19百万円 (10百万円)
合 計 (うち社外取締役)	10名 (4名)	123百万円 (7百万円)	48百万円 (9百万円)	171百万円 (16百万円)

- (注) 1. 2021年3月26日付けにて退任いたしました監査役1名に対し基本報酬2百万円、社外監査役2名に対し基本報酬1百万円を支払っておりますが上記の表には含まれておりません。
2. 2021年3月26日付けにて退任いたしました社外取締役1名に対し支給した基本報酬を含んでおります。
3. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 取締役(監査等委員を除く。以下「取締役」という。)の報酬限度額は、2021年3月26日開催の第6回定時株主総会において、年額200百万円以内(うち、社外取締役年額20百万円以内)と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名(うち、社外取締役は2名)です。
5. 監査等委員の報酬限度額は、2021年3月26日開催の第6回定時株主総会において、年額100百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員の員数は3名(うち、社外監査等委員取締役は2名)です。
6. 譲渡制限付株式報酬は、2021年3月26日開催の取締役会決議に基づき、取締役6名に普通株式38,006株、取締役(監査等委員)3名に普通株式8,769株を割り当てたものです。なお、株主総会決議による譲渡制限付株式の報酬限度額は、上記(注3、注4)とは別枠で、取締役は年額42百万円以内(うち社外取締役年額6百万円以内)、取締役(監査等委員)は年額12百万円以内であります。

ロ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ハ. 社外役員が子会社(当社を除く)から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑥ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容決定に関する方針等

当社は、2021年11月18日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(i) 基本報酬に関する方針

基本報酬として各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役割と役立に応じて金額を決定し、決定に際しては、世間水準及び当社の経営状況並びに当社従業員給与とのバランス等を勘案し、固定報酬として支給する。

(ii) 業績連動報酬に関する方針

該当事項はありません。

(iii) 非金銭報酬等に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）に対して、株価変動のメリットとリスクを株主のみならずと共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を高めるため、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

(iv) 報酬等の割合に関する方針

該当事項はありません。

⑦ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長 貞松成氏に対し各取締役（社外取締役を含む）の基本報酬の額及び譲渡制限付株式報酬の決定を委任しております。取締役の報酬は、職責に応じた堅実な職務遂行を促すため、職責に応じた固定報酬をして構成しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

3. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の拡大と株主の利益増加に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化に注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,996,818	流 動 負 債	2,015,681
現金及び預金	948,203	1年内返済予定の 長期借入金	927,430
売掛金	1,082,351	未払法人税等	71,796
未収入金	540,231	未払費用	409,401
その他	426,299	賞与引当金	73,085
貸倒引当金	△ 268	その他	533,967
固 定 資 産	9,067,389	固 定 負 債	8,460,658
有 形 固 定 資 産	7,403,810	長期借入金	7,582,824
建物及び構築物	5,571,989	繰延税金負債	246,485
機械及び装置	212,783	リース債務	131,818
リース資産	131,818	退職給付に係る負債	73,752
建設仮勘定	753,422	資産除去債務	392,787
土地	134,163	その他	32,990
その他	599,632	負 債 合 計	10,476,340
無 形 固 定 資 産	557,572	(純 資 産 の 部)	
のれん	279,668	株 主 資 本	1,564,440
その他	277,903	資 本 金	45,315
投資その他の資産	1,106,006	資 本 剰 余 金	1,200,477
投資有価証券	71,149	利 益 剰 余 金	318,935
長期貸付金	162,971	自 己 株 式	△288
敷金及び保証金	581,477	その他の包括利益累計額	△ 6,555
繰延税金資産	164,608	退職給付に係る調整累計額	△ 6,555
その他	125,798	新 株 予 約 権	32,177
繰 延 資 産	2,195	純 資 産 合 計	1,590,062
株式交付費	2,195	負 債 純 資 産 合 計	12,066,403
資 産 合 計	12,066,403		

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年1月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		11,975,131
売上原価		10,557,812
売上総利益		1,417,319
販売費及び一般管理費		1,857,335
営業損		440,016
営業外収益		440,016
補助金の収入	1,058,231	
その他	52,436	1,110,668
営業外費用		209,356
支払利息	83,424	
開園準備費	78,078	
支払手数料	37,650	
その他	10,202	209,356
経常利益		461,294
特別利益		461,294
固定資産売却益	935	935
特別損失		329,533
固定資産除売却損	11,451	
減損損失	116,075	
投資有価証券売却損	202,006	329,533
税金等調整前当期純利益		132,696
法人税、住民税及び事業税	106,814	
法人税等調整額	△90,733	16,080
当期純利益		116,616
親会社株主に帰属する当期純利益		116,616

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	656,242	流動負債	336,999
現金及び預金	20,401	1年内返済予定の 長期借入金	269,068
未収入金	448,689	未払金	36,855
短期貸付金	289,308	未払法人税等	13,759
その他	33,449	その他	17,317
貸倒引当金	△135,606	固定負債	2,606,601
固定資産	3,660,961	長期借入金	2,603,394
有形固定資産	60,524	退職給付引当金	3,207
建物	39,438	負債合計	2,943,601
構築物	6,838	(純資産の部)	
土地	13,965	株主資本	1,343,619
その他	282	資本金	45,315
無形固定資産	730	資本剰余金	1,200,477
		資本準備金	372,896
投資その他の資産	3,599,706	その他資本剰余金	827,580
投資有価証券	61,149	利益剰余金	98,115
関係会社株式	1,661,209	その他利益剰余金	98,115
長期貸付金	1,755,366	繰越利益剰余金	98,115
繰延税金資産	101,953	自己株式	△288
敷金及び保証金	19,816	新株予約権	32,177
その他	212		
繰延資産	2,195		
株式交付費	2,195	純資産合計	1,375,797
資産合計	4,319,399	負債純資産合計	4,319,399

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年1月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
営業収益		292,995
営業費用		
売上原価	36,120	
販売費及び一般管理費	250,160	286,280
営業利益		6,714
営業外収益		
受取利息	26,625	
その他	2,511	29,136
営業外費用		
支払利息	26,193	
支払手数料	34,720	
その他	4,179	65,093
経常損失		29,242
特別利益		
固定資産売却益	19,518	19,518
特別損失		
貸倒引当金繰入額	94,506	
投資有価証券売却損	202,006	296,512
税引前当期純損失		306,236
法人税、住民税及び事業税	△85,657	
法人税等調整額	△27,993	△113,651
当期純損失		192,585

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月26日

AIAIグループ株式会社

取締役会 御中

双研日栄監査法人

東京都中央区

指定社員

公認会計士 渡辺 篤

業務執行社員

指定社員

公認会計士 原山 公男

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、AIAIグループ株式会社（旧会社名 株式会社 global bridge HOLDINGS）の2021年1月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、AIAIグループ株式会社（旧会社名 株式会社 global bridge HOLDINGS）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月26日

AIAIグループ株式会社
取締役会 御中

双研日栄監査法人
東京都中央区

指定社員 公認会計士 渡辺 篤
業務執行社員
指定社員 公認会計士 原山 公男
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、AIAIグループ株式会社（旧会社名 株式会社global bridge HOLDINGS）の2021年1月1日から2022年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2022年3月31日までの第7期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（会社の内部統制に係わる体制全般）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び重要な社員等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社の会議に出席し事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人双研日栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人双研日栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月27日

AIAIグループ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 内田 昌 昭 ㊟

監 査 等 委 員 野 口 洋 ㊟

監 査 等 委 員 豊 泉 美穂子 ㊟

(注) 1. 監査等委員野口洋及び豊泉美穂子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

2. 当社は、2021年3月26日開催の第6回定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行したため、2021年1月1日から上記株主総会終結時までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1)株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第13条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2)株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第13条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3)株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4)上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第13条 当社は、 <u>株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	（削除）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) (条文省略) (新設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち財務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないことができる。</u></p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p><u>(定款第13条の変更に係る効力発生日)</u></p> <p><u>第2条 定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第13条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下、「施行日」という)から効力を生じるものとする。</u></p> <p><u>② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p><u>③ 本条の規定は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件
取締役全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。



所有する当社株式の数
462,691株

取締役在任年数
6年7ヶ月

当期における取締役会への出席状況
26/26回 (100%)

1 | さだまつ じょう
貞松 成 (1981年6月2日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2004年 4月 ワタミフードサービス株式会社（現 ワタミ株式会社）入社
- 2006年 8月 株式会社Dreamers 取締役就任
- 2007年 1月 株式会社global bridge（現 AIAI Child Care株式会社）設立 代表取締役就任（現任）
- 2015年11月 当社設立 代表取締役CEO就任（現任）
- 2015年12月 株式会社social solutions（現 株式会社CHaiLD）設立 代表取締役就任（現任）
- 2016年11月 social investment株式会社 代表取締役就任（現任）
- 2018年 7月 一般社団法人日本事業所内保育団体連合会（現 一般社団法人日本社会福祉マネジメント学会）代表理事就任
- 2018年12月 株式会社YUAN(現 AIAI Life Care株式会社) 代表取締役就任（現任）
(重要な兼職の状況)

取締役候補者とした理由

当社創業以来、長年にわたり経営者として十分な実績と高い見識を有しており、当社グループの持続的成長のために強いリーダーシップを発揮しながら、当社グループ事業の発展を牽引してきました。当社グループの事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を今後も期待できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。



2 | 加地 義孝 (1974年11月3日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1997年 4月 株式会社アオキインターナショナル(現株式会社AOKIホールディングス)入社
 2016年12月 株式会社global bridge (現 AIAI Child Care株式会社) 取締役就任
 2016年12月 当社 取締役CHO就任 (現任)
 2018年11月 株式会社YUAN(現 AIAI Life Care株式会社) 取締役就任

所有する当社株式の数
22,149株

取締役在任年数
5年6ヶ月

当期における取締役会への出席状況
26/26回 (100%)

取締役候補者とした理由

運営部門、人事総務部門を中心に当社の業務に関する豊富な知識・経験を有しており、これまでの当社取締役としての実績を踏まえ、引き続き取締役候補者といたしました。



3 | 木本 彰 (1957年1月11日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月 株式会社東急ストア 入社
 2009年 3月 同社 執行役員就任
 2013年 3月 同社 常務執行役員就任
 2020年 3月 当社 取締役COO就任 (現任)
 2020年 3月 株式会社global bridge (現 AIAI Child Care株式会社) 取締役就任(現任)
 2020年 8月 株式会社global life care (現 AIAI Life Care株式会社) 取締役就任 (現任)

所有する当社株式の数
2,923株

取締役在任年数
2年3ヶ月

当期における取締役会への出席状況
26/26回 (100%)

取締役候補者とした理由

他社での豊富な経験と高い見識を有するとともに、これまでの保育・介護部門の担当取締役としての実績を踏まえ、引き続き取締役候補者といたしました。



所有する当社株式の数
2,923株

取締役在任年数
1年3ヶ月

当期における取締役会への出席状況
23/23回 (100%)

とだ よしお
4 戸田 貴夫 (1967年1月10日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1990年 4月 三井物産株式会社 入社
- 2009年 4月 三井物産フィナンシャルマネジメント株式会社 部長
- 2010年12月 MCM FOODS HOLDING LTD. Group CFO & Director
- 2016年 6月 三井物産株式会社 内部監査部次長
- 2020年 6月 当社入社 財務経理部長(現任)
- 2021年 3月 当社 取締役CFO就任 (現任)

取締役候補者とした理由

経理・財務・内部監査等を中心に豊富な経験と高い見識を有しており、当社の企業規模の拡大のため不可欠な人材と考え、当社取締役としての実績を踏まえ、引き続き取締役候補者といたしました。



所有する当社株式の数
3,123株

取締役在任年数
1年3ヶ月

当期における取締役会及び監査等委員会への出席状況

取締役会
23/23回 (100%)

監査等委員会
13/13回 (100%)

うちだ まさあき
5 内田 昌昭 (1955年5月22日生)

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1978年 3月 日本フェリー旅行株式会社入社
- 1984年11月 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 入社
- 2001年11月 同社 店舗活性化部副総括マネージャー
- 2005年 3月 同社 第3リクルート部総括マネージャー
- 2020年 7月 当社入社 内部監査人
- 2021年 3月 株式会社global child care (現 AIAI Child Care株式会社) 監査役就任 (現任)
- 2021年 3月 株式会社global life care (現 AIAI Life Care株式会社) 監査役就任 (現任)
- 2021年 3月 株式会社CHaiLD監査役就任 (現任)
- 2021年 3月 一般社団法人日本社会福祉マネジメント学会監事就任 (現任)
- 2021年 3月 当社 取締役(監査等委員) 就任 (現任)

取締役候補者とした理由

他社での豊富な業務経験と当社の監査等委員及び監査役としての経験を有しており、将来的なライフケア事業拡大へ向けて高い倫理観、的確な判断力と理解力に加え、企業価値の向上を促進するのに必要な経験及び見識を有しているため、取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者との間には特別な利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の取締役である被保険者に対してその職務の執行に関する責任の追及に係る請求等がなされた場合に、当該被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償責任に基づく賠償金及び争訟費用を補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。



所有する当社株式の数
2,923株

取締役在任年数
5年3ヶ月

当期における取締役会及び監査役会、監査等委員会への出席状況

取締役会
25/26回（96%）
監査役会
4/4回（100%）
監査等委員会
-/-回（-）

あさみ まさみつ
1 | 浅見 雅光（1949年7月8日生）

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年 7月 神田通信機株式会社 入社
1980年 1月 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 入社
1996年 7月 株式会社アオキインターナショナル(現 株式会社AOKIホールディングス)入社
1998年 9月 株式会社クリエイト・エスディー 入社
2003年 4月 同社 執行役員就任
2016年 9月 当社 入社
2017年 3月 当社 監査役就任
2017年 3月 株式会社global bridge（現 AIAI Child Care株式会社） 監査役就任
2017年 3月 株式会社social solutions（現 株式会社CHaiLD） 監査役就任
2018年11月 株式会社YUAN（現 AIAI Life Care株式会社） 監査役就任
2019年 2月 一般社団法人日本事業所内保育団体連合会（現 一般社団法人日本社会福祉マネジメント学会） 監事就任
2021年 3月 当社 取締役CDO就任（現任）

取締役（監査等委員）候補者とした理由

他社での豊富な経験を有するとともに、当社及びグループ会社においても、以前に監査役としての実務経験を有しております。これらの豊富で幅広い見識と知見が、当社の経営の監督・監査に必要であると判断し、監査等委員である取締役候補者としたしました。



所有する当社株式の数
2,923株

取締役在任年数
6年3ヶ月

当期における取締役会及
び監査等委員会への出席
状況
取締役会
26/26回 (100%)
監査等委員会
13/13回 (100%)

のぐち ひろし
2 野口 洋 (1967年4月27日生)

再任 社外 独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年10月 センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所
2004年 1月 アミタ株式会社 入社
2010年 5月 株式会社サクセスアカデミー（現ライクアカデミー株式会社）入社
2010年11月 サクセスホールディングス株式会社（現ライクキッズネクスト株式会社）へ転籍
2011年 3月 同社 取締役就任
2015年 1月 同社 代表取締役就任
2016年 1月 株式会社トビムシ 入社
2016年 3月 同社 代表取締役就任（現任）
2016年 3月 当社 取締役就任
2016年 3月 エーゼロ株式会社 取締役就任
2016年 3月 株式会社西栗倉・森の学校 取締役就任（現任）
2017年 3月 株式会社東京・森と市庭 代表取締役就任（現任）
2021年 3月 当社 取締役（監査等委員）就任（現任）
（重要な兼職の状況）
株式会社トビムシ 代表取締役
株式会社西栗倉・森の学校 取締役
株式会社東京・森と市庭 代表取締役

社外取締役（監査等委員）候補者とした理由及び期待される役割の概要

公認会計士並びに企業経営者としての幅広い経験を有しています。また、これまでの当社社外取締役としての実績と経験を活かし、経営戦略や投資、ガバナンス等について幅広い提言を積極的に行っており、当社のさらなる企業価値向上の実現が期待できると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

招集（通知）

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類



とよいずみ みほこ
3 豊泉 美穂子 (1978年3月7日生)

再任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2004年10月 東京地方裁判所判事補
2006年 8月 弁護士登録 みなと協和法律事務所 入所
2014年 東京弁護士会常議員・日本弁護士連合会代議員
2021年 3月 当社 取締役(監査等委員) 就任(現任)
(重要な兼職の状況)
みなと協和法律事務所

所有する当社株式の数
2,923株

取締役在任年数
1年3ヶ月

当期における取締役会及び監査等委員会への出席状況

取締役会
23/23回(100%)
監査等委員会
13/13回(100%)

社外取締役(監査等委員)候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士としての専門知識・経験を有しています。また、これまで当社社外取締役としてコーポレートガバナンス、コンプライアンス等について幅広い提言を積極的に行っております。独立した客観的な立場から、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分役割を果たすことが期待できると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 野口洋氏及び豊泉美穂子氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 野口洋氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年3ヶ月となります。
4. 豊泉美穂子氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年3ヶ月となります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者に対してその職務の執行に関する責任の追及に係る請求等がなされた場合に、当該被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償責任に基づく賠償金及び争訟費用を補填することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、野口洋氏、豊泉美穂子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。野口洋氏及び豊泉美穂子氏の再任が承認された場合は、当社は両氏との間で同責任限定契約を継続する予定です。
7. 野口洋氏及び豊泉美穂子氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

以上

